

第4次佐倉市地域福祉計画の概要

第1章 第4次佐倉市地域福祉計画

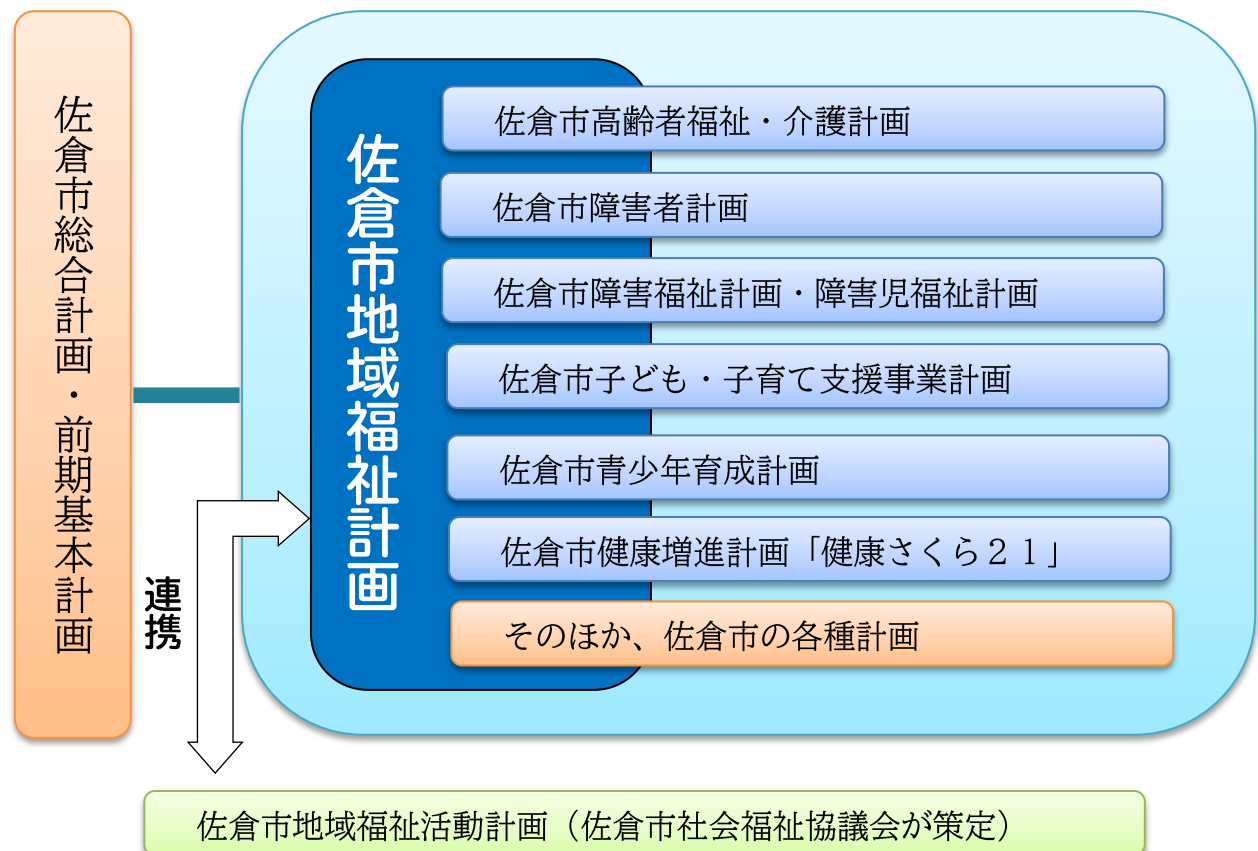
1 計画策定に当たって

第3次佐倉市地域福祉計画を承継しつつ、改正社会福祉法及び国の策定ガイドラインを踏まえ、地域福祉の取組の方向性を定めるものとして、第4次佐倉市地域福祉計画を策定することとしました。福祉分野の基盤計画と位置づけ、基盤となる理念を示しつつ、改正社会福祉法において、福祉の各分野における共通事項を定めることとされていることなどから、個別計画の地域福祉に関する主要な内容を盛り込み、個別計画と連動するものとしてしました。また、福祉のガイドブックとしての意味合いを持たせ、個別計画と一体となって、地域福祉を推進する内容としてしました。

2 計画の位置づけ

第4次佐倉市地域福祉計画は、市の最上位計画である第5次佐倉市総合計画に即し、改正社会福祉法第107条に基づく地域福祉の推進に関する市町村地域福祉計画として策定しています。

地域共生社会の実現に向けて、第5次佐倉市総合計画や佐倉市高齢者福祉・介護計画など、他の個別計画との整合及び社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図り、分野横断的・一体的に地域福祉を推進していこうとするものです。



3 計画の期間

令和2年度から令和5年度まで（第5次佐倉市総合計画・前期基本計画と整合）。

第2章 地域の現状

1 地域福祉の担い手

- (1) 人口減少、少子高齢化
- (2) ボランティア活動
- (3) 民生委員・児童委員活動
- (4) 社会福祉法人などの役割

2 第3次佐倉市地域福祉計画の取組と課題、今後の方向性

- (1) 市民意識調査の結果
- (2) 個別計画等における取組などから

3 住民、地域と行政の役割（自助、互助・共助、公助）

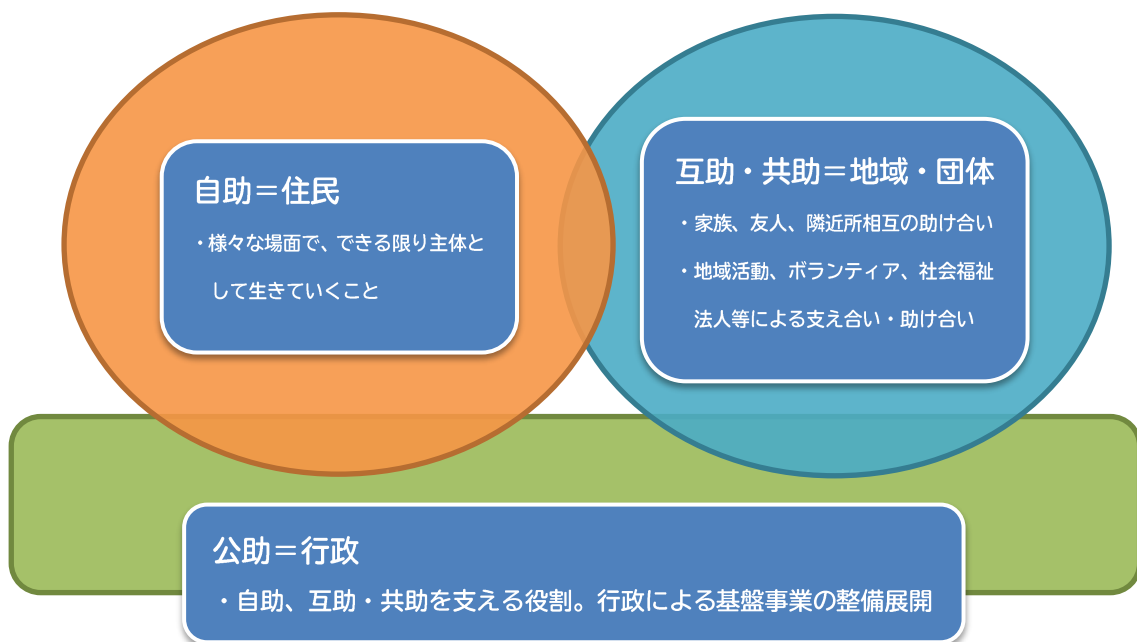
地域福祉の推進は、行政だけでも、住民だけでも、地域だけでも、また、社会福祉協議会や各法人・団体だけでも、できるものではありません。

それぞれの役割を整理したうえで、それぞれが十分な力を発揮できるようにするとともに、連携を進め、一体となって地域づくりを行うことが重要です。

また、誰もが声を上げられるような環境づくり、誰一人として取り残さない社会づくりが求められます。

さらに、複合的な課題を抱えている世帯もあります。このような場合でも、課題が漏れることのないように、支援関係機関の連携を強めて、課題を発見、吸い上げることが求められます。そのためにも、何が課題になっているかを把握・整理することが重要です。

【図】自助、互助・共助、公助のイメージ



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

一人ひとりがともにはぐくむ お互いさまの地域づくり

～「一人ひとりを認め合える地域」・「互いに支え合う地域」
・「ふれあい・交流のある地域」から～

2 基本目標（これから目指す地域のために）

1. 各福祉分野の取組を進め、連携を強化します
2. 福祉サービスの利用を促進します
3. 地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します
4. 住民参加をさらに促進し、充実します

3つの地域像

- 「一人ひとりを認め合える地域」：多くの人々が、一人ひとりの個性を尊重し、自分とは異なる他者を理解し、異なるものを排除せず、気づき・気づかいを大切にする地域（共生意識）。
- 「互いに支え合う地域」：多くの人々が、人と人との関係を大切にし、支え合い、助け合いのある暮らしの中に、日々の幸福を見出すことが出来る地域（互助意識）。
- 「ふれあい・交流のある地域」：多くの人々が、様々な地域活動に参加し、近隣の人々とふれあい、交流するなど、活気にあふれた毎日を送ることができる地域（参加意識）。

第4章 取組の展開

1 基本目標1

各福祉分野の取組を進め、連携を強化します

- 地域共生社会の実現に向けた、包括的な支援体制の検討
- 各福祉分野の連携、庁内連携の強化 ○地域包括ケアシステムの構築、推進
- 佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワークによる連携
- 佐倉市障害者差別解消支援協議会 ○相談支援体制の確保・周知・連携
- 地域の連携体制

2 基本目標2

福祉サービスの利用を促進します

- 市の広報紙「こうほう佐倉」の各種特集号の発行
- ホームページなどによる情報発信 など



3 基本目標3

地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

- 佐倉市社会福祉協議会 ○更生保護活動（「社会を明るくする運動」など）
- 自治会・町内会・区や地区社会福祉協議会 ○民生委員・児童委員活動の支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」など ○寄附や募金等の取組

4 基本目標4

住民参加をさらに促進し、充実します

- 地域福祉の充実、向上のための、情報の発信・啓発 ○地域福祉フォーラムの開催
- 担い手養成研修の開催 ○障害について学ぶ市民講座の開催
- ファミリーサポートセンター事業の実施
- 福祉教育の推進（小・中学校、市社協、市民カレッジなど）
- 世代間交流等を深めるふれあいの場づくり、居場所づくり
- 高齢者団体、障害者団体、子どもに関する団体など
- ボランティア団体、ボランティアセンター、
市民公益活動サポートセンター ○地域福祉センター



5 計画の進行管理

第4次佐倉市地域福祉計画を実効性あるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況の把握とともに、各種分野との連携を図り、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」において、その進捗状況を確認していきます。

成果指標は、個別計画等における取組があることから、第4次佐倉市地域福祉計画では、基本目標ごとに、重点的な項目について設定します。

指 標	区分	現状値	目標値 (令和5年度)	説 明
【基本目標1】 相談、支援の環境等が構築されていると思う・どちらかというと思う意識	新規	39.5% (令和元年度)	45.0%	市民意識調査
【基本目標2】 個別計画等の取組（進捗状況）	継続	※	※	※個別計画等による
【基本目標3】 地域福祉活動ボランティア人数	新規	2,814人 (平成30年度)	3,000人	佐倉市ボランティア センター登録人数 ※総合計画前期基本 計画成果指標
【基本目標4】 住民同士の交流やふれあいができていると思う・どちらかというと思う意識	継続	53.5% (令和元年度)	60.0%	市民意識調査

※策定経緯

- ①平成28年7月：第1期佐倉市地域福祉計画推進委員会を設置。 ○委員9名（市民公募3名）。
- ②平成28年7月～平成29年3月：第1期佐倉市地域福祉計画推進委員会を計5回開催。
- ③平成30年3月
第1期佐倉市地域福祉計画推進委員会が「第3次佐倉市地域福祉計画 中間報告」をとりまとめ。
- ④平成30年5月：第2期佐倉市地域福祉計画推進委員会を設置。 ○委員9名（市民公募3名）。
- ⑤平成30年5月～令和元年12月：第2期佐倉市地域福祉計画推進委員会を計6回開催。
- ⑥平成31年3月～令和元年11月：佐倉市地域福祉計画庁内検討会を2回開催。
- ⑦令和2年1月24日～2月7日：市民意見公募手続きを実施（1人6件・修正はなし）。